

1 「いじめ防止基本方針」の策定について

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そこで、児童の尊厳を保持する目的の下、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、平成25年9月28日、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)が施行され、文部科学大臣は、法第11条の規定により、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日に決定。以下「国の方針」という)を示した。

熊本県では、法第12条の規定に基づき、国の方針を踏まえ、いじめの防止(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう)のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「熊本県いじめ防止基本方針」(以下「県の方針」という)を策定した。

本校では、法第13条の規定に基づき、国及び県の方針を踏まえ、太田郷小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に「八代市立太田郷小学校いじめ防止基本方針」(以下「学校の方針」という)を策定した。

【いじめ防止対策推進法】

第1条（目的）

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

第11条（いじめ防止基本方針）

文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

第12条（地方いじめ防止基本方針）

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。

第13条（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に深刻な危険を生じさせる恐れがある。よって、全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも親身に対応することが大切である。そのことが、いじめの発生や深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて、生命や人権を大切にする精神を育成することや、教職員自身が、児童一人一人を多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格の健やかな発達を支援するという指導観に立った指導を徹底することが重要である。

本校では、「思いやりいっぱい 夢いっぱい 笑顔かがやく 太田郷っ子の育成」を教育目標としており、人権教育を基盤とした教育を実施している。そして、いじめは、児童にとって、その健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立ち、いじめの防止を最も重要な案件として取り組んでいる。

その基本となる方向性は次の通りである。

(1) 学校として

- ・ あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ・ 児童が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ・ いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ・ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子供を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ・ 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別面談、教育相談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人一人の状況の把握に努める。

(2) 保護者として

- ・ どの子供も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、日頃からいじめ被害等悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ・ 子供のいじめを防止するために、学校や地域の人々など子供を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組む。
- ・ いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

(3) 子供として

- ・ 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、自分を大切にするとともに、他者を大切にする心をもち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- ・ 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

第3条（基本理念）

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して

行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 いじめ防止等に関する基本な考え方

(1) いじめの定義について

第2条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為が、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定されることのないように留意する必要がある。

例えば、いじめられても、本人がそれを否定する場合もあることから、当該児童の表情や様子等をきめ細かく観察したり、周辺の状況等を客観的に確認したりする必要がある。

第2条における「一定の人的関係」とは、学校内外を問わず、当該児童が関わっている仲間や集団などとの人的関係を指すものとする。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかれたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを指すものとする。その際、けんかは除く。しかし、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

手紙やメールなどで悪口等を書かれた児童が、そのことを知らず、心身の苦痛を直接感じていない場合でも、加害行為を行った児童に対して法の趣旨を踏まえた適切な指導（対応）が必要である。

好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合には、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで指導（対応）する必要がある。

具体的ないじめの態様には、次のようなものが考えられる。

- (ア) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (ウ) 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (オ) 金品をたかれれる。
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

(2) いじめの理解について

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。中でも、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。(※1 「国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果」参照) また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ないいじめ」同様、生命又は身体に重大な危険を及ぼすことにもなりかねない。

※1 【国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査 2010-2012 の結果】(平成25年7月)

仲間はずれ・無視・陰口など暴力を伴わないいじめについて、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたり「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

(3) いじめの未然防止について

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

特に、児童には様々な背景（障がいのある児童、性的指向・性自認に係る児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童など）がある児童がいることから、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の児童に対する適切な指導を組織的に行うこと、いじめの防止等に対応する必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らがつくり出していくものと期待される。

そうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクル（Plan 計画→ Do 実行→ Check 評価→ Act 改善）に基づく取組を継続することが大切である。

また、これらに加えて、いじめの問題への取組の重要性についての認識を家庭や地域に広め、三者（学校・家庭・地域）が一体となった取組を推進するための普及啓発も必要である。

(4) いじめの早期発見について

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが大切である。

そのためには、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危

険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することが大切となる。

なお、指導に困難を抱える学級や学校では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する必要がある。また、例えば暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかつたり、周りの児童も教職員も見逃しやすかつたりするので注意深く対応する必要がある。

(5) いじめへの対処について

校長、教頭、主幹教諭（兼情報集約担当者）の他、校長が指名する職員及び担当者からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織（以下「いじめ防止対策委員会」という）を常設する。ただし、基本的には全職員ですべての事案に対応します。なお、事態の性質に応じて適切な専門家（SCやSSW、警察等）を加えるものとする。

第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめ防止対策委員会の役割としては、次の通りとする。

- 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や、「『命を大切にする心』を育む指導プログラム」の年間計画の作成・実行・検証・修正をPDCAサイクルで行う中核としての役割を担う。
- 教職員が発見した児童のいじめに関するわずかな兆候や懸念、児童や保護者等からの訴えなどの報告・相談・情報の窓口（情報集約担当者：主に主幹教諭が担う）としての役割を担う。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
- いじめの疑いに係る情報があったときには、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。

※詳細については、別紙2「いじめ防止対策委員会について」参照

(6) 保護者との連携について

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

(7) 関係機関との連携について（重大事態への対処）

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童が自殺を企図した場合等）や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある（年間30日が目安）などの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ち

に所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

第五章 重大事態への対処

第28条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（8）懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう促していくこととする。

（9）学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表する。

4 本校におけるいじめ等の実態

合言葉

「規律ある態度の育成、確かな学力の獲得、自己有用感の高揚」

（1）いじめの認知件数

※別紙1参照

（2）いじめ問題等の実態

いじめの認知件数に関しては、令和4年度は13件、令和5年度は14件、令和6年度は5件であった。内容としては、日々の学校生活の中で嫌なことを言われる、たたかれたり蹴られたりする、遊びの中で仲間外れにされる等のことが多かった。中には、家庭同士のトラブルに発展したものもあり、互いの思いを丁寧に聞き取りながら、児童同士、家庭を繋ぐことを大切にしていくことが必要となっていると感じる。

5 本校におけるいじめの防止の取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織(いじめ防止対策委員会)について

※別紙2 (1・2) 参照

(2) いじめの未然防止のための措置

ア いじめについての共通理解（校内研修、全校集会等の取組）

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知し、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。また、児童に対しても、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。さらに、常日頃から、児童と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に挙げて目につく場所に掲示する。

【計画・推進：いじめ防止対策委員会・校内研修担当・全教職員】

イ いじめに向かわない態度・能力の育成（道徳・人権教育、読書・体験活動の充実）

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うよう努める。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。（手法：「ソーシャルスキル・トレーニング」「ピア（仲間）・サポート」）

○ 「ソーシャルスキル・トレーニング」

「人間関係についての基本的な知識」「相手の表情などから隠された意図や感情を読み取る方法」「自分の意思を状況や雰囲気に合わせて相手に伝えること」などについて説明を行い、また、ロールプレイング（役割演技）を通じて、グループの間で練習を行う取組。

○ 「ピア（仲間）・サポート」

異学年等の交流を通じ、「お世話される体験」と成長したあとに「お世話する体験の両方を経験し、自己有用感や自ら進んで他者と関わろうとする意欲などを培う取組。

【計画・推進：道徳教育担当・人権教育担当・図書館教育担当・特別活動担当・全教職員】

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意（学習指導・生徒指導の充実）

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進めていくこと、また学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくようにする。さらに、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むように努める。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにはかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化させるので慎む。また、障がい（発達障がいを含む）について、適切に理解した

上で、指導することも大切にする。

【計画・推進：情報集約担当者・全教職員】

エ　自己有用感や自己肯定感を育む（居場所づくり・絆づくり）

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるように努める。その際、当該学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることも大切にする。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組む必要がある。幅広く多様な眼差しで児童を見守ることができるだけでなく、児童自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができるものと思う。

【計画・推進：特別活動担当・道徳教育担当・全教職員】

オ　児童自らがいじめについて学び、取り組む（児童会活動・学級活動の充実）

児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進することを支援する。例えば、児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置などや、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」等の考え方方は誤りであることや、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危険になることなどを児童自身が主体的に考えるような取組を工夫する。

なお、児童会がいじめの防止に取り組む事は推奨されることであるが、熱心さのあまり教職員主導で児童が「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりする例もあるので、教職員は、全ての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

【計画・推進：児童会担当・全教職員】

カ　「命を大切にする心」を育む指導プログラムの活用

本指導プログラムに基づき、児童の実態等に応じて、各学年の道徳の時間、学級活動、各教科等を組み合わせたユニットを構成し、「命を大切にする心」を育む指導を行います。その際の視点は次の3点とする。

視点①：自己実現＝自分の存在の大切さを知り、夢や目標を持ち、その実現に向けて努力することの大切さや他の人に貢献することのすばらしさについて理解を深める。

視点②：共生＝家族、友人、集団、社会、自然等とのかかわりを通して、他者の生き方や他者の命に対する理解を深める。

視点③：自尊感情＝自尊感情の要素を自己肯定感、自己有用感、自己効力感の三つとし、プログラム全体の中で育む。

【計画・推進：いじめ防止対策委員会・全教職員】

キ　小中一貫・連携教育の取組

八代市立第二中学校及び八代市立龍峯小学校との連携を密にし、滑らかな進学、いわゆる「中

1 ギャップの解消」を中心課題とした取組（情報交換・交流学習等）に努める。

【計画・推進：八代第二中学校区小中一貫・連携教育協議会・全教職員】

ク 情報モラル教育の充実（SNSによるいじめ対策）

全児童のインターネット等に関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育をするなどして、SNSによるいじめの防止に努める。

【計画・推進：情報教育担当・各教職員】

（3）いじめの早期発見のための措置

ア 定期的なアンケート及び個人面談・教育相談の実施

学校は、定期的なアンケート調査や定期的な個人面談、教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、保護者用のいじめチェックシートの活用等を促進し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

【アンケート調査：各担任】

【教育相談：各担任（全児童対象）※面談時間の確保は教務主任が行う】

【個人相談：養護教諭（保健室）・情報集約担当・児童生徒支援担当（相談室）】

アンケートは、安心していじめを訴えられるよう無記名にするなど工夫し、学期ごとなどの節目で児童の生活や人間関係の状況を把握できるよう、年度当初に適切に計画を立て実施するとともに、全児童との面談等に役立てる必要がある。ただし、アンケートはあくまで手法の一つであり、教員と児童の信頼関係の上で初めてアンケートを通じたいじめの訴えや発見がありうること、アンケートを実施した後に起きたいじめについては把握できないことなどに留意する。（平成22年9月14日文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知『平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』結果について（通知）及び国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「生徒指導リーフ4 いじめアンケート」等を参照）

イ 校内相談窓口の設置と周知

児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。また、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。なお、教育相談等で得た、児童の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

【相談窓口：養護教諭（保健室）・情報集約担当・児童生徒支援担当（相談室）】

【相談体制の点検：いじめ防止対策委員会】【相談体制の周知：いじめ防止対策委員会】

【個人情報の取扱いの決定：いじめ防止対策委員長（校長）】

児童に対して多忙さやイライラした態度を見せ続けることは避ける。児童の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは、あってはならない。

ウ 電話相談窓口等の周知

年度当初及び長期休業日前に生活のしおりと共に、いじめ等に係る電話相談窓口等を周知す

る。

【周知：いじめ防止対策委員会】【方法：紙面にて全保護者に配付】

エ 日々の観察

休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりして、いじめの早期発見に努める。なお、これらにより集まつたいじめに関する情報は、学校の教職員全体で共有する。

【実施：全教職員】

オ 特別支援教育の視点から

障がい（発達障がいを含む）について、全職員で適切に理解した上で、共通した指導をすることを大切にする。

【指導方針：特別支援学級担任】

（4）いじめの未然防止に係る指導等年間計画

※別紙3参照

（5）学校におけるいじめへの対応

ア いじめの兆候の把握

次のようにして、いじめの兆候を把握する。

①児童に対し、日頃から全人格的な接し方を心がけ、深い信頼関係を築く。

②児童の生活実態のきめ細かい把握に努める。

③スクールカウンセラーや養護教諭など専門家との連携に努める。

④児童や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、いじめの兆候等に関する情報は、どんな些細なことであっても真剣に受け止め、すみやかに生徒指導主事に連絡し、適切かつ迅速な対応する。

⑤児童の仲間意識や人間関係の変化に留意し、いじめの発見や対応に努める。（観察・日記等）

学校でのサインについて

朝 の 会：・遅刻・欠席が増える。

- ・始業時刻ぎりぎりの登校が多い。
- ・表情がさえず、うつむきがち。
- ・出席確認の際、声が小さい。

授業の開始：・忘れ物が多くなる。

- ・涙を流した気配が感じられる。
- ・用具、机、椅子等が散乱している。
- ・周囲が何となくざわついている。
- ・席を替えられている。
- ・一人だけ遅れて教室に入る

授 業 中：・正しい答えを冷やかされる。

- ・グループ分けで孤立しがちである。
- ・発言に対し、しらけや嘲笑が多い。
- ・保健室によく行くようになる。
- ・責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる。
- ・ひどいアダ名で呼ばれる。

- ・不まじめな態度で授業を受ける。(やらされている可能性あり)
- ・ふざけた質問をする。(やらされている可能性あり)
- ・テストを白紙で出す。(やらされている可能性あり)

休み時間 :

- ・一人でいることが多い。
- ・集中してボールを当てられる。
- ・わけもなく階段や廊下等を歩いている。
- ・遊びの中で、いつも同じ役をしている。
- ・休み時間用事もないのに職員室等に来る。
- ・遊びの中で孤立しがちである。
- ・プロレスごっこで負けることが多い。
- ・大声で歌を歌う。(やらされている可能性あり)
- ・仲良しでない者とトイレに行く。(やらされている可能性あり)

給食時間 :

- ・食べ物にいたずらをされる。
- ・嫌われるメニューの時に多く盛られる。
- ・グループで食べる時、席を離している。
- ・その子どもが配膳すると嫌がられる。
- ・好きな物を級友に譲る。(やらされている可能性あり)

清掃時間 :

- ・目の前にゴミを捨てられる。
- ・最後まで一人です。
- ・椅子や机がぽつんと残る。
- ・さぼることが多くなる。(やらされている可能性あり)
- ・人の嫌がる仕事を一人です。(やらされている可能性あり)

放課後 :

- ・衣服が汚れたり髪が乱れたりしている。
- ・用事がないのに学校に残っている日がある。
- ・顔にすり傷や鼻血の跡がある。
- ・部活動に参加しなくなる。
- ・急いで一人で帰宅する。
- ・他の子の荷物を持って帰る。(やらされている可能性あり)

動作や表情 :

- ・活気がなく、おどおどしている。
- ・視線を合わさない。
- ・教師と話すとき不安な表情をする。
- ・寂しそうな暗い表情をする。
- ・手遊び等が多くなる。委員や係を辞めたいと言うなどやる気を失う。
- ・独り言を言ったり急に大声を出したりする。
- ・言葉遣いが荒れた感じになる。

持ち物や服装 :

- ・教科書等にいたずら書きされる。
- ・刃物等、危険な物を所持する。
- ・持ち物、靴、傘等を隠される。

その他の:

- ・日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる。
- ・飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする。
- ・教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある。
- ・下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている。
- ・教材費、写真代等の提出が遅れる。
- ・インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる。
- ・校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる。

家庭でのサインについて

- ・衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- ・部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ・転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- ・登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ・食欲がなくなったり、体重が減少したりする。

イ いじめについての事実確認

いじめの事実確認は次のようにして行う。

- ①いじめを受けている児童等の心理的圧迫感をしっかりと受け止めるとともに、当事者だけではなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ②いじめの兆候を発見した場合において、いじめられる児童からの訴えが弱いことを理由に問題を軽視したり、いじめる側といじめられる側の主張に隔たりがあることを理由に、必要な対応を欠くことがないようにする。

ウ いじめられている児童への対応

いじめられている児童への対応は次のようにする。

- ①何があってもいじめを受けている子どもの立場に立って対応する。「あなたを絶対守り抜く」ということをきちんと伝えることで安心感を持たせ、心の痛みを温かく受容し、共感的理解に努める。
- ②児童に対する親身な教育相談を一層充実させるため、スクールカウンセラー等の活用や養護教諭との連携を積極的に図る。また、教育相談室を設け、部屋が相談しやすい雰囲気になるよう工夫するなど、児童にとって相談しやすい環境を整える。
- ③いじめられる児童には、いじめの解決に向けての様々な取組を進めつつ、児童の立場に立って、緊急避難としての欠席が弾力的に認められる。その際、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障を生ずることのないように工夫するなど十分な措置を講ずる。
- ④いじめられる児童又はいじめる児童のグループ替えや座席替えを行うことも必要である。また、必要に応じて児童の立場に立った弾力的な学級編制替えも工夫されてよいものとする。
- ⑤いじめられる児童には、保護者の希望により、関係学校の校長などの関係者の意見も十分に踏まえて、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学を認める措置について配慮する必要がある。この場合、いじめにより児童の心身の安全が脅かされるようなおそれがある場合はもちろん、いじめられる児童の立場に立って、いじめから守り通すため必要があれば弾力的に対応すべきである。

※上記からの措置を講ずることについて、学校、教育委員会、及び保護者は、日頃から十分な共通理解を持っておくことが大切である。

エ いじめている児童への対応

いじめている児童への対応は次のように行う。

- ①いじめを行った児童に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようになど、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続する。【指導：各担任・生徒指導主事等】
- ②いじめを行う児童に対しては、一定期間、校内において他の児童と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することが有効な場合は、その措置を講じる。【決定：いじめ防止対策委

員会】

③いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられる児童を守るために、いじめる児童に対し出席停止の措置を講じたり、警察等適切な関係機関の協力を求め、厳しい対応策をとることもある。特に、暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う児童については、警察との連携を積極的に図る。【決定：いじめ防止対策委員会】

オ 周囲の児童への対応

周囲の児童への対応は次のように行う。

- ①どんな理由があろうといじめる側が悪いという意識を高める。
- ②いじめに関する事実を確認することで、いじめを受けた子どもの心の痛みや苦しみを感じさせ、見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為もいじめと同様であることを理解させる。

カ いじめを受けた児童の保護者への対応

いじめを受けた児童の保護者への対応は次のように行う。

- ①家庭訪問等で話し合いの機会を早急に持ち、具体的な対応策を協議する。
- ②誠意ある対応を心がけ、学校としていじめを受けている子どもを守り通すという立場を明確にし、信頼関係を築き、解決するまで継続的に連携を図る。

キ いじめた児童の保護者への対応

いじめた児童の保護者への対応は次のように行う。

- ①いじめの事実を正確に伝え、子どものより良い変容のために毅然とした指導が必要だと理解してもらう。
- ②教師が仲介役となり、いじめを解決するために保護者同士が理解し合い、協力することが重要であることを伝える。

ク 保護者全体への対応

保護者全体への対応は次のように行う。

- ①学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求めるとともに、各家庭でのいじめに関する取組のための具体的な資料として役立ててもらうようにする。
- ②いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応する。
- ③実際にいじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保する。決して、事実を隠蔽するような対応はしない。
- ④いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた場合は、その経緯及び今後の対策等について説明し、理解と協力を得る。

ケ 深刻ないじめへの対応

深刻ないじめへの対応は次のように行う。

- ①深刻ないじめを行う児童に対しては、他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から、やむを得ない措置としての出席停止を含む毅然とした厳しい指導を講じることがある。なお、出席停止を命ずる場合は、児童及び保護者に対し、出席停止の趣旨について十分説明するとともに、事前に児童及び保護者の意見を聴取することに配慮する。また、出席停止の期間が著しく長期にわたることがないよう配慮し、その期間中にも必要な指導を行う。

②いじめられる児童を守るための方法の一つとして、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学を認める措置を講じることについて、時機を逸することのないよう留意する。この場合、保護者の希望により、関係者の意見等も十分に踏まえ、いじめにより児童の心身の安全が脅かされるような場合はもちろん、いじめられる児童の立場に立って、いじめから守り通すため必要があれば、弾力的に対応する。

コ ネットいじめへの対応

ネットいじめへの対応は次のように行う。

- ①児童の実態把握に基づいて、学校全体で情報モラルの指導計画を策定し、体系的に情報モラルの指導を行う。
- ②児童に情報化社会でのルール・マナーについて考え方、誹謗中傷はいじめであり、人間として恥ずかしい行為であることを理解させ、絶対にしないように指導の徹底を図る。
- ③児童や保護者にネット使用の危険性を知らせ、フィルタリングサービスの徹底を働きかける等、危険から身を守る知識と技術を身につけられるように指導する。

(6) いじめ問題への対応の手順

※別紙4参照

(7) いじめの解消

いじめが「解消している」状態については、少なくとも以下の要件が満たされていることを必要とする。ただし、以下の要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断することとする。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月は継続していることとする。しかし、この対処が形式的なものにならないように最大限留意する。

(イ) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることを確認する。その際には、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(8) いじめ防止等への取組の評価について

評価結果を基に、いじめへの取組が計画どおりに遂行されているかどうかの確認や学校の基本方針等について体系的に見直しを行い、より迅速かつ適切ないじめの防止等の対応について検討する。また、必要に応じて次年度の目標設定や年間計画等の修正等を行い、組織的な取組や、地域及び家庭と連携した、いじめ問題対策の総合的な改善を図る。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態についての基準

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する）
- ※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。（重大事態が

発生したものとして報告・調査等にあたる)

(2) 重大事態発生時の連絡体制

- ① 発見者→担任→学年主任→主幹教諭（生徒指導主事）→教頭→校長
- ② 校長→教育委員会学校教育課
 - ※緊急時には、臨機応変に対応する。
 - ※教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。
 - ※必要に応じて警察等関係機関にためらわずに通報する。

(3) 重大事態発生時の初動

- ① いじめ対策委員会の招集
- ② 教育委員会学校教育課への報告と連携
- ③ 調査方法：<事実の究明>
 - ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
 - ・事実に基づく聴取：被害者→周囲にいる者→加害者の順
- ④ 警察への通報など関係機関との連携

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

① いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

当該児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行います。この際、いじめられた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先する。

調査による事実関係の確認と、いじめた児童への指導を行い、いじめに係る行為を直ちに停止する。

いじめられた児童に対しては、その心情を聴取し、当該児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活や学習等への支援を行う。

② いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡等の理由により、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し、速やかに調査を行う。在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等の方法で調査を行う。

なお、児童が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持し、かつ遺族の心情に十分配慮する。

7 基本方針の見直し及び公表

- ホームページで学校いじめ防止基本方針を公表する。
- 年度ごとにいじめについての統計や分析を行い、これに基づいた対応を取る。
- 年度ごとにいじめ問題への取り組みを保護者、児童、職員で評価する。
- いじめに関する点検・評価に基づき、学校いじめ防止基本方針を見直す。